

制限回数を超える医療行為について（論点整理）

（検討状況）

- 1 制限回数が定められている診療報酬項目を全て拾い出し（4 1 5 項目）、以下に類型化を行った。
 - ・ 診療報酬の設定内容から、本来、制限回数を超えることが想定されない項目（1 4 7 項目）
 - ・ 患者が要望することが想定されない項目（1 2 6 項目）
 - ・ その他の項目（1 4 2 項目）
- 2 「その他の項目（1 4 2 項目）」について、担当委員を決め項目毎に詳細な評価を行った。

（論点）

担当委員の評価結果は以下に大別されるが、各々について保険給付との併用を認めることについて、どのように考えるか。

- ① 患者要望よりも医療上の必要性の観点で優先され実施される蓋然性が高いと考えられる項目
(対象) 一部の検査、在宅医療、精神科専門療法（一部項目を除く。）、
処置、手術、麻酔等
- ② 患者要望に従い、患者の自由な選択の下に実施されることが可能と考えられる項目
(対象) 検査（一部項目を除く。）、リハビリテーション、
一部の精神科専門療法
- ③ 現時点では、制限回数を超える医療行為について医療上の悪影響が懸念されるが、将来的に医薬品の適応拡大が保険適用された時点で、制限回数を超える場合に保険給付との併用を認めるかも含めて検討されることとなる項目
(対象) ヘリコバクターピロリの除菌